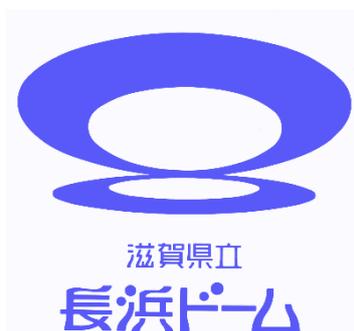


滋賀県立長浜ドーム

利 用 料 金

【県内】



令和8年（2026年）3月1日改定

滋賀県立長浜ドーム利用料金【県内】

令和7年4月1日改定

1 屋内グラウンド、屋外グラウンド、トレーニング室、練習室および会議室

(1) 貸切り使用

【県内料金】

区分		金額			
		午前	午後	夜間	
		午前 8 時 30 分から 午後 零 時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで	
屋内 グラ ウン ド	入場料または これに類する 金銭（以下「入 場料等」とい う。）を徴収し ない場合	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに 関係のある団体（以下「幼稚 園等」という。）が幼児、児 童または生徒を対象に使用 する場合	円 7,630	円 11,800	円 15,200
		アマチュアスポーツに使用 する場合	15,200	23,600	30,500
		その他の催物に使用する場 合	54,100	83,400	108,000
	入場料等を徴 収する場合	幼稚園等が幼児、児童また は生徒を対象に使用する場 合	15,200	23,600	30,500
		アマチュアスポーツに使用 する場合	30,500	47,300	61,100
		その他の催物に使用する場 合	152,000	236,000	305,000
屋外グラウンド (うち 2 時間以内の使用の場合)		2,230 (1,110)	3,050 (1,530)	3,760 (1,880)	
練習室 (うち 2 時間以内の使用の場合)		3,760 (1,880)	5,670 (2,830)	7,490 (3,740)	
第 1 会議室 (うち 2 時間以内の使用の場合)		3,050 (1,520)	4,460 (2,230)	5,290 (2,640)	
第 2 会議室 (うち 2 時間以内の使用の場合)		3,050 (1,520)	4,460 (2,230)	5,290 (2,640)	
第 3 会議室 (うち 2 時間以内の使用の場合)		1,520 (760)	2,230 (1,110)	2,490 (1,240)	

(2) 個人使用

ア 屋内グラウンド

【県内料金】

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中 等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もし くは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」 という。） (障がい者)	円 1 人 2 時間につき 270 (130)
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。） の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」と いう。） (障がい者)	同 430 (210)
その他の者 (65 歳以上の者および障がい者)	同 610 (300)

イ トレーニング室

【県内料金】

区分	金額		
	1人1回につき(2時間以内)	回数券11回券(1回2時間以内)	1人1月につき
幼児等	円	円	円
(障がい者)	270 <u>(130)</u>	2,700 <u>(1,350)</u>	<u>1,890</u> <u>(940)</u>
生徒等	430	4,300	<u>3,010</u>
(障がい者)	<u>(210)</u>	<u>(2,150)</u>	<u>(1,500)</u>
その他の者	610	6,100	<u>4,270</u>
(65歳以上の者および障がい者)	<u>(300)</u>	<u>(3,050)</u>	<u>(2,130)</u>

注

- 1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額となります。
- 2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額(10円未満の端数が生じた場合は、10円未満を切捨てとする。)となります。
- 3 県内に居住する65歳以上の者、障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。)および障害者の使用のために介護を行う者(以下「介護者」という。)が屋内グラウンドまたはトレーニング室を個人使用する場合は、この表に定める額の5割の額に相当する額とする。
- 4 貸切り使用における使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。)は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後9時30分以降の場合は夜間とし、その区分に従いそれぞれの額を時間割計算によって算出した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とします。)を加算した額となります。
この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とします。
- 5 土曜日、日曜日または休日におけるその他の催物に使用する場合は屋内グラウンドの貸切り使用については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額となります。
- 6 使用者が入場料等を徴収しない場合であっても、宣伝その他これに類する目的をもって催物を行うときは、入場料等を徴収する場合とみなします。
- 7 屋内グラウンドの一部を貸切り使用する場合(入場料等を徴収しない場合に限る。)は、この表に定める額を面積割計算によって算出した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とします。)となります。
- 8 屋内グラウンドを1時間単位で貸切り使用する場合(入場料等を徴収しない場合に限る。)は、この表に定める額を時間割計算によって算出した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とします。)となります。この場合において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とします。
- 9 準備または後始末のために屋内グラウンドを貸切り使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額(10円未満の端数が生じた場合は、10円未満を切捨てとします。)となります。
- 10 屋内グラウンドの貸切り使用に付随して屋外グラウンド、練習室または会議室を使用する場合は、この表に定める額の5割に総合する額(10円未満の端数が生じた場合は、10円未満を切捨てとする。)となります。ただし、2時間以内の使用の場合を除く。
- 11 屋外グラウンドの2分の1を使用する場合はこの表に定める額の5割に相当する額となります。(10円未満の端数が生じた場合は、10円未満を切捨てとします。
また、屋外グラウンドの2分の1をこの表の区分の2時間以内を使用する場合は、この表に定める額の2.5割に相当する額(10円未満の端数が生じた場合は、10円未満を切捨てとします。)となります。
- 12 長浜ドームの業務として実施する行事に係る入場料等については、知事が別に定める額となります。
- 13 この表にある、「65歳以上の者」は県内に居住する者に限ります。

2 付帯設備

令和 8 年 3 月 1 日改定

【県内・県外同一料金】

区分		単位	金額 (円)	備考	
照 明 設 備	屋内グラウンド照明設備 (貸切り使用の場合に限る。)	1 時間 全点灯	3,010	屋内グラウンドの一部を使用する場合にあっては、それぞれの金額を面積割計算によって算出した額(100円未満の端数が生じたときは、これを 100円とします。)となります。	
		(1 時間経過後 30 分以内は右記料金を加算)	1,500		
		1/2 点灯	1,510		
	(1 時間経過後 30 分以内は右記料金を加算)	750			
	1/4 点灯	760			
	(1 時間経過後 30 分以内は右記料金を加算)	380			
	屋外グラウンド照明設備	1 時間 全点灯	690	屋外グラウンドの 2 分の 1 面を使用する場合は、それぞれの金額を面積割計算によって算出した額(10円未満の端数が生じたときは、これを切捨てとします。)となります。	
		1/2 点灯	360		
		電光表示装置	1 時間	1,070	
		ソフトボール用照明設備	1 時間	110	
電源 1000W(持込器具)		1 回	220		
音 響 設 備	放送室一式(マイク 1 本付)	1 式 1 回	3,420		
	放送設備[移動式](マイク 1 本付)	1 式 1 回	2,280		
	マイクロホン	1 本 1 回	910		
	ワイヤレスマイク	1 本 1 回	1,260		
	電源 1000W(持込器具)	1 回	220		
そ の 他	屋外テニス用具	2 時間 1 式	680	2 時間 1 式を 1 回とし、10 回利用で次の 2 時間 1 式が無料となります。	
	運動会用具一式	1 式 1 回	1,080		

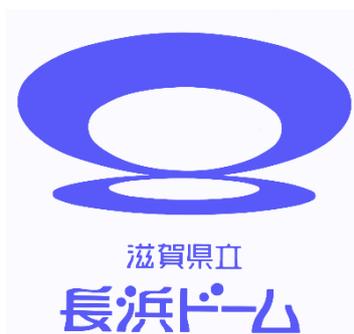
注

- 1 表中の「1 回」とは、午前、午後、夜間のそれぞれをいいます。
- 2 屋内グラウンド照明設備の 1 時間超 30 分以内の使用は、全面貸切り使用に限ります。

滋賀県立長浜ドーム

利 用 料 金

【県外】



令和8年(2026年)3月1日改定

滋賀県立長浜ドーム利用料金【県外】

令和7年4月1日改定

1 屋内グラウンド、屋外グラウンド、トレーニング室、練習室および会議室

(1) 貸切り使用

【県外料金】

区分		金額			
		午前	午後	夜間	
		午前 8 時 30 分から 午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで	
屋内 グラ ウン ド	入場料または これに類する 金銭（以下「入 場料等」とい う。）を徴収し ない場合	幼稚園、小学校、中学校、義 務教育学校、高等学校、中等 教育学校等またはこれらに 関係のある団体（以下「幼稚 園等」という。）が幼児、児 童または生徒を対象に使用 する場合	円 11,440	円 17,700	円 22,800
		アマチュアスポーツに使用 する場合	22,800	35,400	45,750
		その他の催物に使用する場 合	81,150	125,100	162,000
	入場料等を徴 収する場合	幼稚園等が幼児、児童また は生徒を対象に使用する場 合	22,800	35,400	45,750
		アマチュアスポーツに使用 する場合	45,750	70,950	91,650
		その他の催物に使用する場 合	228,000	354,000	457,500
屋外グラウンド (うち 2 時間以内の使用の場合)		3,340 (1,670)	4,570 (2,280)	5,640 (2,820)	
練習室 (うち 2 時間以内の使用の場合)		5,640 (2,820)	8,500 (4,250)	11,230 (5,610)	
第 1 会議室 (うち 2 時間以内の使用の場合)		4,570 (2,280)	6,690 (3,340)	7,930 (3,960)	
第 2 会議室 (うち 2 時間以内の使用の場合)		4,570 (2,280)	6,690 (3,340)	7,930 (3,960)	
第 3 会議室 (うち 2 時間以内の使用の場合)		2,280 (1,140)	3,340 (1,670)	3,730 (1,860)	

(2) 個人使用

ア 屋内グラウンド

【県外料金】

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中 等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もし くは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」 という。） (障がい者)	円 1 人 2 時間につき 400 <u>(200)</u>
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。） の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」と いう。） (障がい者)	同 640 <u>(320)</u>
その他の者 (障がい者)	同 910 <u>(450)</u>

区分	金額		
	1人1回につき(2時間以内)	回数券11回券(1回2時間以内)	1人1月につき
幼児等	円	円	円
(障がい者)	400 <u>(200)</u>	4,000 <u>(2,000)</u>	2,800 <u>(1,400)</u>
生徒等	640	6,400	4,480
(障がい者)	<u>(320)</u>	<u>(3,200)</u>	<u>(2,240)</u>
その他の者	910	9,100	6,370
(障がい者)	<u>(450)</u>	<u>(4,550)</u>	<u>(3180)</u>

注

- 貸切り使用における使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。）は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後9時30分以降の場合は夜間とし、その区分に従いそれぞれの額を時間割計算によって算出した額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円とします。）を加算した額となります。
この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とします。
- 土曜日、日曜日または休日におけるその他の催物に使用する場合の屋内グラウンドの貸切り使用については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額となります。
- 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）および障害者の使用のために介護を行う者（以下「介護者」という。）が屋内グラウンドまたはトレーニング室を個人使用する場合は、この表に定める額の5割の額に相当する額とする。
- 使用者が入場料等を徴収しない場合であっても、宣伝その他これに類する目的をもって催物を行うときは、入場料等を徴収する場合とみなします。
- 屋内グラウンドの一部を貸切り使用する場合（入場料等を徴収しない場合に限る。）は、この表に定める額を面積割計算によって算出した額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円とします。）となります。
- 屋内グラウンドを1時間単位で貸切り使用する場合（入場料等を徴収しない場合に限る。）は、この表に定める額を時間割計算によって算出した額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円とします。）となります。この場合において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とします。
- 準備または後始末のために屋内グラウンドを貸切り使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額（10円未満の端数が生じた場合は、10円未満を切捨てとします。）となります。
- 屋内グラウンドの貸切り使用に付随して屋外グラウンド、練習室または会議室を使用する場合は、この表に定める額の5割に総合する額（10円未満の端数が生じた場合は、10円未満を切捨てとする。）となります。ただし、2時間以内の使用の場合を除く。
- 屋外グラウンドの2分の1を使用する場合はこの表に定める額の5割に相当する額となります。（10円未満の端数が生じた場合は、10円未満を切捨てとします。）
また、屋外グラウンドの2分の1をこの表の区分の2時間以内を使用する場合は、この表に定める額の2.5割に相当する額（10円未満の端数が生じた場合は、10円未満を切捨てとします。）となります。
- 長浜ドームの業務として実施する行事に係る入場料等については、知事が別に定める額となります。

2 付帯設備

令和 8 年 3 月 1 日改定

【県内・県外同一料金】

区分		単位	金額 (円)	備考	
照 明 設 備	屋内グラウンド照明設備 (貸切り使用の場合に限る。)	1 時間 全点灯	3,010	屋内グラウンドの一部を使用する場合にあつては、それぞれの金額を面積割計算によって算出した額(100円未満の端数が生じたときは、これを 100円とします。)となります。	
		(1 時間経過後 30 分以内は右記料金を加算)	1,500		
		1/2 点灯	1,510		
	(1 時間経過後 30 分以内は右記料金を加算)	750			
	1/4 点灯	760			
	(1 時間経過後 30 分以内は右記料金を加算)	380			
	屋外グラウンド照明設備	1 時間 全点灯	690	屋外グラウンドの 2 分の 1 面を使用する場合は、それぞれの金額を面積割計算によって算出した額(10円未満の端数が生じたときは、これを切捨てとします。)となります。	
		1/2 点灯	360		
		電光表示装置	1 時間	1,070	
		ソフトボール用照明設備	1 時間	110	
電源 1000W(持込器具)		1 回	220		
音 響 設 備	放送室一式(マイク 1 本付)	1 式 1 回	3,420		
	放送設備[移動式](マイク 1 本付)	1 式 1 回	2,280		
	マイクロホン	1 本 1 回	910		
	ワイヤレスマイク	1 本 1 回	1,260		
	電源 1000W(持込器具)	1 回	220		
そ の 他	屋外テニス用具	2 時間 1 式	680	2 時間 1 式を 1 回とし、10 回利用で次の 2 時間 1 式が無料となります。	
	運動会用具一式	1 式 1 回	1,080		

注

- 1 表中の「1 回」とは、午前、午後、夜間のそれぞれをいいます。
- 2 屋内グラウンド照明設備の 1 時間超 30 分以内の使用は、全面貸切り使用に限ります。